

○議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 5 月 9 日 午前 9 時開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

（追加日程）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 不破消防組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 承認第 6 号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて

追加日程第10 承認第 7 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて

追加日程第11 議案第50号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第12 議案第51号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について

追加日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（8 名）

1 番 高 木 博 之 君

2 番 谷 口 輝 男 君

3 番 子 安 健 司 君

4 番 中 川 武 子 君

5 番 田 中 由紀子 君

6 番 松 井 正 樹 君

7 番 楠 達 男 君

8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	大 野 健 夫 君
監 理 官 兼 診療所事務局長	藤 田 栄 博 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	岩 田 英 明 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山 田 勝	書 記	中 尾 浩 一
書 記	小 寺 由 香		

○議会事務局長（山田 勝君） 本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。ただいまの出席議員の中で、中川武子議員が年長でございますので、臨時議長として御紹介申し上げます。

中川武子議員、議長席に着席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○臨時議長（中川武子君） ただいま紹介されました中川武子でございます。規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前9時04分

開会・開議の宣告

○臨時議長（中川武子君） ただいまの出席議員数は8名であります。

ただいまから令和元年第2回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（中川武子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（中川武子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 高木博之君、8番 吉田仁君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に高木博之君、吉田仁君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

高木博之君、吉田仁君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松井正樹君 7 票、田中由紀子君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、松井正樹君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました松井正樹君が議場におられます。本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議長選挙の当選の告知をいたします。

以上をもって臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

松井正樹議長、議長席にお着き願います。

〔新議長、議長席に着席〕

○新議長（松井正樹君） 失礼をいたします。

一言御挨拶申し上げます。

ただいま多くの議員の方々に御推挙いただき、関ヶ原町議会議長の大役を拝命いたしました松井正樹でございます。

当議会は、本期より定数 1 名減の 8 名という新しく、そしてまた厳しい体制でスタートする

わけであります。議員各位はもとより行政の方々ともどもに、よりよいまちづくりに邁進したいと考えておるところであります。2年間この重責を全うすべく一生懸命にやりたいと考えておるところでございますので、どうか皆様方よろしくお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時19分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。追加議事日程として、追加日程第1、議席の指定から、追加日程第12、議案第51号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてまでを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1から追加日程第12までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議席の指定

○議長（松井正樹君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 高木博之君、2番 谷口輝男君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長（松井正樹君） 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（松井正樹君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 谷口輝男君、7番 楠達男君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に谷口輝男君、楠達男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

谷口輝男君、楠達男君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、楠達男君7票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、楠達男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました楠達男君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選の告知をいたします。

楠達男君。

○新副議長（楠 達男君） ただいま推挙いただきました楠達男でございます。

副議長という重責を担うことになりましたけれども、2年間、副議長として議長を支えながら、円滑な議会運営と、そして関ヶ原町の発展のために全力を尽くしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時31分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することになりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、それぞれ正・副委員長の互選を行っていただくようお願いをいたします。

休憩 午前9時32分

再開 午前9時40分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、報告いたします。

総務民生常任委員会より委員長に谷口輝男君、副委員長に田中由紀子君、産業建設常任委員会より委員長に中川武子君、副委員長に田中由紀子君がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時42分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたように、各常任委員長から、会議規則第74条

の規定により、所管事務の調査事項について、議会閉会中の継続調査の申し出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松井正樹君） 追加日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第74条の規定により、所管事務の調査事項について、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり常任委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時45分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会の委員は定数が4人であり、委員については、副議長、各常任委員長及び議長経験者が加わることの申し合わせがあります。よろしく願いをいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に正・副委員長の選出を議員控室において行っていただくようお願いいたします。

また、議会運営委員会への付託事項についても従来どおり議会閉会中の継続審査とすることとしますので御了承お願いいたします。

それでは、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前 9 時46分

再開 午前 9 時48分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、報告いたします。

議会運営委員会より委員長に子安健司君、副委員長に楠達男君がそれぞれ選任されましたので報告いたします。

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松井正樹君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第7 不破消防組合議会議員の選挙について

○議長（松井正樹君） 追加日程第7、不破消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

不破消防組合議会議員に、吉田仁君、高木博之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました吉田仁君、高木博之君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、不破消防組合議会議員の当選を告知いたします。

追加日程第8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（松井正樹君） 追加日程第8、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

南濃衛生施設利用事務組合議会議員に、中川武子君、楠達男君、谷口輝男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました中川武子君、楠達男君、谷口輝男君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人である旨を告知いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時05分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第9 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第9、承認第6号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

基金積立金利息の確定に伴い、不足が生じたので、基金積立金6,000円を追加する平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第5号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第10 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第10、承認第7号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めたところであります。ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼いたします。

それでは、関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について専決処分とさせていただいた内容について御説明をいたします。

議案書は8ページから11ページ、資料の新旧対照表は1ページからとなります。

今回の税条例の改正は3条建てとなっております。

まず第1条関係、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

附則第6条の3の2（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）の「平成43年度」から「平成45年度」への改正は、地方税法の改正により同控除の控除期間の拡充に伴うもの、その下の第2項第1号及び第2号の削除は、当該控除を受ける際の申告書の提出期限が、町民税の納税通知書が届くまでなどの要件をなくし、控除を受けやすくするためのもので、残る第3項を第2項へ繰り上げる改正となっております。

続きまして、2ページから4ページ、第9条の2の改正ですが、法附則第15条は、公害防止関連施設などに対する固定資産税の課税標準の特例を定めた、いわゆるわがまち特例ですが、その17項に流通業務の総合効率化事業者への特例が追加されたため、第9条の2第5項以下、法附則の項ずれによる改正となります。

続きまして、4ページから6ページです。第9条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）の改正ですが、こちらは新たに創設されました高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋の税額減額措置を受ける場合に必要な申告についての所要の改正となります。

続きまして、6ページから11ページです。下のほうになりますが、第15条、こちらの改正は、排出ガス性能と燃費性能のすぐれた車の翌年度の軽自動車税が軽減されるグリーン化特例、これが2年間延長されることなどによる見直しに伴う改正となります。

第1項は、平成18年3月までに登録された車両への課税の上乗せであります重課を平成31年度に限ったものとする改正で、7ページの第2項から8ページの第4項までの削除は、平成29年度分の課税の特例である軽課を削除する改正となります。

また、これによって9ページ、第5項以下を繰り上げ、延長された軽減について規定した改正となっております。

続きまして、11ページ、第15条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）の改正ですが、こちらは前条の項削除による改正となります。

続きまして、その下の21条の改正ですが、こちらは法改正、規定の整備に伴う字句の訂正による改正となります。

続きまして、13ページをお願いします。

13ページから14ページの関係です。第2条による改正ですが、こちらは平成28年度改正分について今回改正のあったもので、附則第14条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）第2項では、先ほど第1条による改正中の附則第15条の改正で御説明をいたしました第1項中の年数の経過した車両への課税の上乗せである重課の延長に伴う改正となります。

続きまして、15ページから18ページです。第3条による改正ですが、こちらは平成30年度改正分で、法人の町民税の申告納付に関して、法改正にあわせて行う改正となります。第10項、12項の改正は、法改正に伴う字句の訂正で、第13項以降は、法人に対する電子情報処理組織、いわゆるe L T A Xによる申告書の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害などの理由により使用が困難となった場合に期限を延長するなどについて規定した改正となっております。

最後に、議案書の11ページのほうをお願いいたします。

この条例は、附則の第1条のとおり、平成31年4月1日の施行となっております。第2条以降は、町民税ほかの経過措置となっております。

説明は以上とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第11 議案第50号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第11、議案第50号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、2番 谷口輝男君の退場を求めます。

〔2番 谷口輝男君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第50号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることにつ

いて。

本町の監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求める。令和元年5月9日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須4061番地の1、氏名、谷口輝男、生年月日、昭和28年10月11日。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第50号について御説明を申し上げます。

本町の監査委員のうち、議会議員から選任する委員に谷口輝男氏を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

谷口輝男君の入場をお願いいたします。

〔2番 谷口輝男君入場〕

谷口輝男君に申し上げます。谷口輝男君が関ヶ原町監査委員に選任されました。

追加日程第12 議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第12、議案第51号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、令和元年6月1日からの施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼します。

それでは、議案第51号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料は新旧対照表の19ページをお願いいたします。

こちらは、第26条の7（寄附金税額控除）の改正となりますが、いわゆるふるさと納税に関する改正となります。

この制度につきましては、これまで返礼品の過度な競争や制度の趣旨に反した返礼品を扱うなどの問題が起きておりまして、総務省からは再三改善の通達があったものの一部の自治体で見直しがされていないことを受けて、今回、返礼品の割合を3割未満とすること、また返礼品を地場産品とすること、対象の指定は都道府県の申し出により行うなどの改正が行われ、これらに対する寄附を特例控除対象寄附金としたことに伴う改正となります。

以下、法改正に伴う字句の訂正が主となっております。

なお、この条例は、議案14ページにございますように、附則第1条のとおり、令和元年6月1日の施行となっております。以下、町民税に関する経過措置となっております。

概略の説明となりましたが、説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ふるさと納税ということで説明があったんですが、その中にある地場産品ですね、返礼品。この範囲というか考え方について、例えば岐阜県の産品であればいいということなのか、それとも関ヶ原町に限るということなのか、そこら辺の考え方について伺いたしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

御質問のふるさと納税、地場産というようなことでございますが、基本的には町内において生産、また加工、いわゆる何らかのメーンの工程が町内にかかわっておれば、それはいわば地場産というような考え方ということでございます。

また、特に岐阜県につきましては、飛騨牛は岐阜県として全域で地場産というようなことに

なっておりますので、それについては何らかの各町が携わっておりますので、それも地場産と
いうようなことで含まれているというようなことでございますので、御理解のほどをよろしく
お願いいたします。

○7番（楠 達男君） 県がオーケーを出したのならいいという話がさっきあったけど、その
場合の基準というのはいくつかあるの、ほかに。県がオーケーを出す基準というんですかね。今総
務課長が言ったことになるのかね、じゃあ。

○総務課長（澤頭義幸君） 飛騨牛のみと、逆に飛騨牛のみと聞きます。

○7番（楠 達男君） 「のみ」か。

○議長（松井正樹君） 私が指名してからしゃべってください。

町長。

○町長（西脇康世君） 今の県のほうの基準といいますか、それにつきましては、総務大臣が先
ほど総務課長が言ったような基準に県として合っておるということでの対象とする指定を行っ
た場合にオーケーだということだそうでございますので、よろしくお願いいたします。だから、
総務大臣の認可ということだそうです。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） これにて、本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回関ケ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会臨時議長 中 川 武 子

関ヶ原町議会新議長 松 井 正 樹

会 議 録 署 名 議 員 高 木 博 之

会 議 録 署 名 議 員 谷 口 輝 男